

墨田区消費者ニュース

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉担当
〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 TEL5608-6184

5月は消費者月間

～ 平成24年のテーマ ～

【安全・安心 いま新たなステージへ】

食の安全・安心は消費者+専門家+行政で正確な情報共有と意思疎通を行うことが大切です。

消費者庁では、毎年5月を「消費者月間」とし、消費者自らが、消費生活に関する知識や情報を得るように努め、行政や事業者は消費者の権利や利益を尊重・擁護する、といった基本的な考えを深めてもらうため、消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する各種の啓発事業等を集中的に行います。
消費者庁ホームページより

子どもの安全を守る!



子どもの手の届かないところにおきましょう。
子どもに触らせず、火遊びの危険性を教えましょう。
不要なライターは、きちんと捨てましょう。

「PSCマーク」のないライター等の販売が禁止されました。裏面をお読み下さい。

平成24年度第1回消費者講座

自分らしく生きたい!わたしのエンディングノート
～自分らしい「葬儀」を考える～

あなたは自分の身に何かあった時など、どのように対処するか決めていますか。もし、病気になったり、万が一のことが起きたりした時のために、親しい人に知っておいてほしいこと、今まで言えなかったことなどを書き留めておくノートを作ってみませんか。そして、人生最後のセレモニーである「葬儀」について考えてみましょう。

参加された方には、すみだ消費者センターオリジナルの「エンディングノート」を差し上げます。

【とき】 6月7日(木) 6月19日(火) 午後1時半～3時

【ところ】すみだ消費者センター (墨田区押上2-12-7 ㊦中之郷2F)

【対象】区内在住・在勤の方 【定員】各日 先着30人

【申込み】5月14日(月)午前8時半から、すみだ消費者センターへ、

電話でお申込みください。 5608-1516

子供の安全を守るため、

ライター等の販売が規制されました！

[相談事例]

子供の安全対策をした使い捨てライターのスイッチが固くてなかなか火がつかない。もっと使いやすくしてほしい。

[アドバイス]

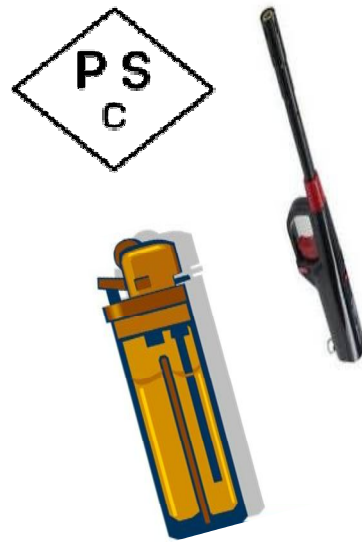
子供の火遊びによる火災の7割はライターが原因です。幼い子供が死亡する悲しい事故が起きています。

このような事故を防ぐため、2011年9月27日より、消費生活用製品安全法施行令の一部が改正されました。使い捨てライターや多目的ライターで、本体にCR（チャイルドレジスタンス）機能を施すなどの技術水準に適合した「PSCマーク」のないものは販売禁止になりました。CR機能付きのライターは、子供の力では押せないよう着火スイッチが重くなっている、ストッパーなどの安全装置が組み込まれているなど子どもが簡単に操作できないようになっています。

新規制に対応している着火レバーが軽いタイプがありますので、使い勝手のよいものを選んでください。

- ・押しながら回すもの
- ・ロックを解除して押し下げるもの
- ・ロックを解除してスライドさせるものなど

また、これまでの使い捨てライター等、不要なライターはなるべく早く処分しましょう。墨田区の処分方法としては、中のガスを使い切ってから、燃やさないごみとして、中身の見える袋に入れて出してください。



困った時は
お早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室



相談専用
ダイヤル

まずは電話でご相談ください

5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）

（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地…墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」駅徒歩7分

